

大学における社会福祉学の研究教育について

林 恵 海

疾病と貧困と犯罪を社会から追放すること。国家が責任をもつて国民のすべてが人間としての尊厳を失格しないようにこれをよくまもること。またすでに失格した際にはこの人間の尊厳を回復すること。かようにして、健康にして清浄、幸福にして安定した国民生活の隆昌をめざして努力している戦後のわが福祉国家への歩みには国民として力づよきものを感じないわけにはいかない。そうして、この福祉国家への進行と連関して、以前、とかく消極的であつたわが国の社会事業は、戦後には「社会の福祉」という新理念をかざして、大いに整備拡充され、その活動は非常に積極的となつてきた。そうして、とくに、社会事業の活動には高度の専門的な知識と技術をもつた福祉関係の専門職員の必要さを時と共にますます切実に感ずるようになってきた。ところで、この切実な社会的要請に応じて社会福祉学の研究と教育の体制を高度化し、社会福祉事業に関する科学的研究を強化充実して、その専門知識と専門技術を高度化せねばならぬことが、また、切実な社会的要請となつてきたのである。

以前には、社会事業に関する研究や教育は大学制度のうちに専門課程として正式に座席をもつことが認められていなかった。しかるに、戦後には、右の社会的要請に応じて社会福祉学の研究教育の体制は新制大学制度のうちに認められるにいたつたことはまことに注目すべきであらう。即ち社会福祉学は総合大学では主として文学部や社会学部のうちに社会福祉学専攻或いは社会福

祉学科として専攻制或いは学科制としてその設置が認められることとなり(学士号は社会学士)、なお社会福祉学の研究教育体制は社会事業大学または福祉大学の名称で単科大学として学部組織も認められ(同じく社会学士)、なおまた大学院制度にあつても社会福祉学専攻課程の名称で修士課程が認められることとなつた(学位号は社会学修士)。以前の社会事業の研究教育の状態を現在のそれと比較するとまことに隔世の感がするようである。

しかしながら、大学制度の学部の中に社会福祉学の専攻制または学科制が、なおその学部組織までが認められ、進んではなお修士課程も認められて、社会福祉学が大学院制度のうち一つの橋頭堡をえたことからして、直ちにそのままわれわれは安心感をもつことは早急である。のべた如く、国民生活の平和と安定と繁栄のための強い社会的要請から福祉学の高度の研究と教育が促進せられ、幸にも斯学が大学制度のうちにその座席をもつたのであるが、それも戦後のことであり、従つて社会福祉学の高度の科学的研究は—真摯に業績が積まれつつあるけれども—いわば日も浅く、やつとその緒についたばかりで、経過年からいへば、実は幼童のごとき成長時である。大学における福祉学の研究教育の体制の現状はけつして満足すべきものではなく、いわば弱体であり、これを整備充実してその体制を拡大強化することを私も切に感じている一人である。社会福祉学に精進している学徒は今後相提携してこのいとけない幼童が少年へ青年へ成年へとすこやかに成長してゆくためには、一方ならぬ努力をつくさねばならぬであろう。そもそも大学における斯界の専攻制、学科制、学部制、なお大学院の修士課程等のそれぞれについて、こねらが整備、充実、強化されるためには、一体どのような体制をもつたらよいであろうかを、今からでもおそくはない、あらためて検討しなければならぬ時ではないかと思われる。それがためには先ず福祉学の大学における研究教育体制に関する基準を考へてみる必要があるかと思ふ。ただしこの場合に注意せねばならぬことがある。それぞれの大学の自主性において福祉学の研究教育に他の大学のそれに異なつた特色をもつことは最も望ましいことであり、最も尊重すべきことであつて基準といへどもあくまで大学のこの自主性を侵してはならぬ。従つて、大学の自主性即ち自由を侵すことなく、福祉学の研究教育が有効に可能となるために必要にして適當な体制、組織をもつようにする基準を配慮することが望ましいのである。現在、文部省大学學術

局において文学部門の大学基準（社会学部門も合わせて）が審議研究されつつあるが、私は今この最低基準を参考にして大学における福祉学の研究教育体制に関する基準を考へてみることにする。

それに先立つて、まず、社会福祉事業が直接に活動し或いは間接に協力すべき分野即ち現場について考へてみたい。社会福祉事業が関係する社会の病理現象異常現象の分野はますます広範となり、ますます多方面にわたつてきた。思いつくままに若干を例示すると、生活保護福祉、児童福祉、母子福祉、身体障害者福祉、高齢者福祉、医療福祉、産業福祉、災害福祉、非行・犯罪、矯正・保護・教護、売春対策、社会保険、公衆衛生等々、厚生省、労働省、法務省、文部省をはじめその他の行政方面に直接、間接に連関をもつ福祉事業はますます多岐多端の分野を現場とするようになってゐる。かような広範な分野に対して有効な能率をあげねばならぬ大学の高度な社会福祉学の研究は如何なる研究部門をもつべきであろうか。私は次のように考へる。

第一部門 これは社会福祉学一般（プロパー）の研究部門である。この部門は二小部門に分れる。(一)は基礎理論で、社会福祉学原理論、同学説史、社会病理学、その他基礎理論に役立つ特殊研究等の諸課題がこれに属する。(二)は社会事業史、社会事業制度史等。

第二部門 社会福祉技術学に関する部門で、即ち福祉事業の活動における福祉技術（ソーシャル・ワーク）を研究する部門である。ケース・ワーク、グループ・ワーク、コミュニティ・オーガニゼーション等が心理学、精神衛生学、社会学等の緊密な協力によつて研究せられ、ケース・ワーカー、グループ・ワーカー、コミュニティ・ワーカーとしてそれぞれの専門技術家が養成される。なお福祉関係の社会調査法の研究もこの部門に入る。また最近に社会の関心事となつてきたカウンセリングの研究もこの部門に入れることが望ましい。カウンセリングの研究は新しく拓かれつつある相談心理学の最早独占的研究ではなく、臨床心理学、ケース・ワーク、精神衛生学、臨床社会学等の緊密な協力によつて研究されてこそ、高度なカウンセラーが養成される。

第三部門 特殊福祉学の諸研究部門である。例えば、生活保護福祉学、児童福祉学、産業福祉学、医療福祉学、母子福祉学、老人福祉学、災害福祉学等々、その分野は甚だ広い。この特殊福祉学の各々には何れも重要な研究課題がある。例えば、生活保

護福祉学にあつては、生活保護の基礎理論及び歴史的研究、生活保護問題に適用すべき前述の技術の研究、ポーターライン階層研究(生活標準研究を含む)、防貧・救貧研究、その他特殊研究等がある。

以上、社会福祉学の研究部門並びにその内容の研究課題をただ例示的に示したのであるが、進んで、現在の大学制度のなかで斯学の研究教育をどのような体制に組織したらよいであろうかの基準を私察してみた。

先ず、社会福祉学が専攻制をとる場合についてみると、一講座だけではいやくも専門的な研究教育をなしうる体制ではない。どうしても最小の体制としても二講座は是非とも必要である。一講座は一教授と一助教授をもつて組織されるから、二講座では専任教員四人である。そしてこの二講座はどんな講座としたらよいか、また各講座内の専門科目にはどんな科目を設けたらよいかを例示してみたい。次に示す講座内の専門科目は例示であつて、示された科目は総て開設しなければならぬとしたものではなく、またこれ以外に講座の内容科目として必要と認めるものがあれば自由に開設してもよい。なお、専門科目の他は連関科目を必要とするが今は省略する。科目についての右の二点は他の学科制、学部制等についても同じである。

専攻制における社会福祉学の講座並びに専門科目

講 座 名

専 門 科 目

第一講座 社会福祉学一般講座

- (一) 福祉学基礎理論(原理論或いは概論、学説史)
- (二) 社会事業史(同制度史を含む)
- (三) 社会病理学
- (四) 特殊問題研究
- (五) 特殊福祉学(例えば児童福祉学)

第二講座 社会福祉技術学講座

- (一) 福祉技術概説
- (二) 福祉実態調査法研究
- (三) ソーシャル・ワーク技術研究(ケース・ワーク、グループ・ワーク、コミュニティ・オリガニゼーション)
- (四) カウンセリング研究

第一講座は社会福祉とはいかなるものであるかの学問的性格を研究し、これを教授する講座である。第二講座は社会福祉学が対象とする総ての現場の分野に適用してこれを有効に処理する方法の技術を研究し、これを教授することを主として目的とする

講座である。第一は福祉学とは何ぞやの研究教育の講座であり、第二は福祉学実践における必須の技術に関する研究教育の講座である。右の二講座は福祉学にとっては肝腎ないわば扇の要ともいふべきものである。なお特殊福祉学も重要であるが専攻制の如き最小の体制の下では第一講座の内に前表に示してある如く、(四)の専門科目にその座席を与えておいた。学科制になるとこの特殊福祉学に一講座が与えられ、学部組織になるとこれは学科にまで拡大されてゆく。

第二に、社会福祉学が学科制をとる場合には、専攻制の体制よりも拡大強化されたものでなくてはならぬ。最低基準としての講座は三講座を是非にも必要とする。従つて三教授、三助教授、即ち六名の専任教員を必要とする。次に三講座と専門科目を示してみると。

学科制における社会福祉学の講座並びに専門科目

講座名

専門科目

第一講座 社会福祉学一般講座

- (一) 福祉学基礎理論(原理論或いは概論、学説史)
- (二) 社会事業史(同制度史を含む)
- (三) 福祉事業管理論
- (四) 社会病理学 (四) 特殊問題研究

第二講座 社会福祉技術学講座

- (一) 福祉技術概説 (二) 福祉実態調査法研究
- (三) ソーシヤル・ワーク技術研究(ケース・ワーク・グループ・ワーク、コミュニティ・オリガニゼーション)
- (四) カウンセリング研究

第三講座 生活保護福祉学講座

- (一) 生活保護福祉学基礎理論(概論、学説史)
- (二) 同福祉事業史(制度史を含む)
- (三) 同福祉技術研究 (四) ボーダーライン階層研究(生活標準研究を含む)
- (五) 同福祉学基礎理論(概論、学説史)
- (六) 同福祉事業史(制度史を含む)
- (七) 同福祉技術研究 (八) ボーダーライン階層研究(生活標準研究を含む)
- (九) 同福祉学基礎理論(概論、学説史)
- (十) 同福祉事業史(制度史を含む)
- (十一) 同福祉技術研究 (十二) ボーダーライン階層研究(生活標準研究を含む)
- (十三) 同福祉学基礎理論(概論、学説史)
- (十四) 同福祉事業史(制度史を含む)
- (十五) 同福祉技術研究 (十六) ボーダーライン階層研究(生活標準研究を含む)

第三講座は特殊福祉学講座であつて、この講座は特殊福祉学のうちから児童福祉学にても又は産業福祉学にても任意に当てる講座とすることが望ましい。こゝでは生活保護福祉学をもつて当てたのである。

第三に、社会福祉学が学部組織の体制をとる場合には、原則として二以上の学科をもつて編成されることが望ましい。各学科の講座数は前記の学科制と同じく基準によつて三講座に従つて専任の教員は三教授、三助教の六名とすることにはかわりはない。今三学科をもつて社会福祉学部を組織する場合にはA型の次の如く。

第一学科 社会福祉学科 三講座

第二学科 社会福祉技術学科 三講座

第三学科 生活保護福祉学科 三講座

或いは社会福祉技術学科を外してこの学科の内容を二講座位にして第一学科の社会福祉学科に入れる。この場合には社会福祉学一般講座を二講座とする。そうすると第一学科は四講座をもつて組織することとなる。そこで本学科は二専攻制をとつて第一専攻を社会福祉学一般専攻（二講座）とし、第二専攻を社会福祉技術学専攻（二講座）とすることも可能である。かくして第二学科には特殊福祉学が与えられることとなる。例えば次のB型の如く。

第一学科 社会福祉学科（社会福祉技術学講座二講座を含む）四講座

第二学科 生活保護福祉学科 三講座

第三学科 児童福祉学科 三講座

すでにのべた如く、社会福祉学の専攻制における第一講座、また学科制における第一講座の社会福祉学一般講座と第二講座の社会福祉技術学講座は社会福祉学の全体に対する爾の要の役をなしているので、これを外すと、専攻制も学科制もその研究教育が非常に弱体化するために、是非にも設置されることが必要である。と同じ理由で学部組織の場合でも、A型では第一学科の社会福祉学科と第二学科の社会福祉技術学科、B型では第一学科の拡大された社会福祉学科は是非にも設置さるべきである。なお学部組織の場合に、A型、B型の何れの学部にも、学科内の専門科目のうち特に各学科の学生に共通して学修せしめる必要のある科目はこれを共通必修専門科目とすることが望ましい。即ちA型の学部では、第一学科内の社会福祉学概論（又は同原論）、

第二学科内の社会福祉技術概説、第三学科内の生活保護福祉学概論の如き専門科目は各学科共通の必修専門科目としてよいではないかと思う。B型の学部では、第一学科内の社会福祉学概論(又は同原論)と社会福祉技術概説、第二学科内の生活保護福祉学概論、なお第三学科内の児童福祉学概論の如き科目は各学科に共通する必修専門科目と認めてよいと考えられる。共通の必修専門科目が多く、ために学修上過重となれば、他は外しても社会福祉学概論(又は同原論)と社会福祉技術概説だけは共通の必修科目とすべきである。

第四に、大学院制度における社会福祉学修士専攻課程にふれておく。日本の社会福祉学修士専攻課程は他の課程と同じく下部の学部における専攻又は学科から進学する上位の課程であつて、それは学部における一般教育並びに福祉学専攻又は福祉学科の専門教育を卒えて後に、さらに広い視野に立つて福祉学の専攻を深く研究し、深遠な学識と研究能力を涵養する課程である。福祉学が学部組織をとつている修士専攻課程の大学院を考えてみると、B型にして第一学科が第一専攻と第二専攻に分れている学部については、第一学科の上に社会福祉学専攻課程、第二専攻の上に社会福祉技術学専攻課程、第二学科の上に生活保護福祉学専攻課程、第三学科の上に児童福祉学専攻課程の四本の修士専攻課程がその下部の専攻名、学科名を称して成立することが可能となる。そして成立した四本の右の修士専攻課程は大学院社会福祉学研究所の内に所属せしめられる。福祉学科が社会学部であればその学科の上に福祉学専攻課程の修士課程が成立し、それは大学院社会学研究所のうちに所属せしめられる。文学部であれば大学院文学研究科に所属せしめられる。修士専攻課程の専任教員は当該大学の下の学部の教授(主として)では福祉学専攻又は福祉学科の教授)でなくてはならぬ。そして一修士専攻課程の専任教員の組織陣容のうち二人以上は学部の福祉学担当の有刀な教授でなくてはならぬ。その教授が専任の指導に当らねばならぬ。

以上、大学制度における福祉学の研究教育体制のうち特に講座組織、専任教員陣容、専門科目について例示的に私の構想した基準を概述したが、なお外に若干の重要なものを述べておきたい。福祉学専任教員はその重要な専門科目を担当することは当然であるが、大学の事情により専任の教員に限りがあるために、必要に応じては専門科目を非常勤講師に依頼することもやむをえない

いが、この場合、この非常勤講師は専任教員数の半数以上に及ぶことは避けられない。出来るだけ専任の教員を増すことが望ましい。なお専門の図書並びに雑誌であるが、一専攻制にあつては内外の専門図書二、〇〇〇冊以上、内外の専門の学術雑誌四〇種以上。一学科制にあつては、内外の専門図書三、〇〇〇冊以上、内外の専門の学術雑誌五〇種以上。学部制にあつては、二学科の場合は内外の専門図書六、〇〇〇冊以上、内外の専門の学術雑誌六〇種以上、三学科の場合は、内外の専門図書八、〇〇〇冊以上、内外の専門の学術雑誌は八〇種以上が望ましい。社会福祉学修士専攻課程をもつ大学の福祉学専攻では内外専門図書四、〇〇〇冊以上、福祉学科ではそれは六、〇〇〇冊以上を必要とする。

なおまた最後にふれておきたい重要点がある。それは大学における福祉学の研究教育の学修方法についてである。この学修方法として講義式や演習式が採られることは他の学問の学修方式と少しも異なるところはないが、さらに実態調査実習や臨床実習の学修方法が実証科学としての性格を強くもっている福祉学の高度の研究教育には特に重視されることが要望される。従つて社会調査室や臨床実習室の完備した施設、設備が必要である。臨床実習の際にはとくに心理学、精神衛生学、社会学の教員が同時的に協力して臨床に参加し、診断、予防、治療の学修が学生に対して与えられることが望ましい。このためには完備した臨床実習室をもつ例えば児童相談所や生活相談所の如きものが設置されることが望ましい。大学院に社会福祉学専攻課程をもつ大学ではこのことはとくに強く要望される。なお進んで社会福祉学研究所の如き大学附置研究所が設置されるならば最も望外の幸であらう。

以上にわたつて大学制度における社会福祉学の研究教育に関する基準の主なるものをきわめて概略的にその素描を示したものであるが、しかしこれはあくまで私案であることをこゝに再言しておきたい。私は社会福祉学についてはその学識も見識もきわめて浅薄であり、従つて私案もまたきわめて杜撰の誹をまぬかれることはできないであらう。しかし私は福祉国家建設のための現下の社会的要請に応じて一日も早く社会福祉学の科学的研究が高度に健全に成長することをただただ念願するのあまりに思いつくまゝ筆を執つたに外ならない。最後に社会福祉学の専門の学徒をあつめている日本福祉学会にて大学における福祉学研究教育体制の基準がくわしく審議され、完全なそれが世に発表されんことを万禱して筆を擱く。

(卅五年三月三日)